

## 介護職員等特定処遇改善加算について

「介護人材確保のための取り組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」ことを目的に、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、様々な算定要件を満たさなければなりません。

当施設では、その要件を満たすとともに主に次のことを実施しています。

### ○質の向上

介護福祉士取得を目指す者に対し、関連研修の受講支援や、専門性の高い介護技術を取得するため、喀痰吸引、認知症ケア、新人・中堅職員、ユニットリーダー研修等に対する受講支援。（勤務調整や、交通費、車両準備、受講料等を事業主が負担しています。）

### ○労働環境・処遇の改善

介護職員の腰痛対策を負担軽減するため、腰痛ベルトの支給や脱衣所に移動リフトの設置、マッスルスーツを整備しています。

### ○その他

職員の増員を推進し、業務見直し等により業務負担の軽減を図っています。